

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則施行細則

第1章 総 則

第1条 日本透析医学会(以下「本学会」という)専門医制度の実施に関する業務は本学会専門医制度規則(以下「専門医制度規則」という)に定めたことのほか、この専門医制度規則施行細則(以下「細則」という)によって行う。

第2条 専門医制度委員会に関する業務を実施するため、各都道府県単位または全国を次の10地区(以下「全国10地区」という)に分ける。

- 1) 北海道地区(北海道)
- 2) 東北地区(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
- 3) 関東地区((東京都を除く)茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川)
- 4) 東京地区(東京都)
- 5) 甲信越・北陸地区(新潟、富山、石川、福井、山梨、長野)
- 6) 東海地区(岐阜、静岡、愛知、三重)
- 7) 近畿地区(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- 8) 中国地区(鳥取、島根、岡山、広島、山口)
- 9) 四国地区(徳島、香川、愛媛、高知)
- 10) 九州地区(福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄)

第2章 委員会

第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事(以下「担当理事」という)、専門区分の委員(以下「専門委員」という)をもって構成する。

ただし、委員会の委員数は別に定める。

なお、第4条第1項の5小委員会の委員長は専門委員を兼務する。

第4条 研修プログラム小委員会、カリキュラム小委員会、専門医認定小委員会、専門医試験小委員会、および施設認定小委員会の各委員会は、担当理事、専門委員および各都道府県委員または地区委員をもって構成する。

ただし、委員会の委員数は別に定める。

- 2 必要に応じて前項の各小委員会の運用上、専門医制度委員会委員長・担当委員長がワーキンググループを編成し、理事長による臨時委嘱が出来る。各小委員会ワーキンググループについては別に定める。

第3章 専門医の資格

第5条 専門医を申請する者は、取得単位として、「専門医・指導医の初回認定・更新における認定基準」(以下認定基準)に掲げる30単位を取得していること。

- 2 上記取得単位には本学会年次学術集会参加1回以上を含むこと。
- 3 筆頭者として学会発表1件以上行っており、かつ論文1編以上を含むこと。ただし、論文は共著でも可とする。

- 第6条 専門医を更新申請する者は、取得単位として、当該認定期間5年間のうち、認定基準に掲げる50単位を取得していること。
- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上を含むこと。
 - 3 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること。

第4章 指導医の資格

- 第7条 指導医を申請する者は、取得単位として、申請時より過去5年間において認定基準に掲げる60単位を取得していること。
- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加3回以上(うち1回分は本学会認定地方会参加でも可。ただし地方会参加は1/2回と計算される。)
 - 3 筆頭者として学会発表(論文筆頭著者での代用可)2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと。
- 第8条 指導医を更新申請する者は、取得単位として、当該認定期間5年間のうち、認定基準に掲げる50単位を取得していること。
- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加2回以上を含むこと。
 - 3 指導医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること。

第5章 教育関連施設

第1節 教育関連施設の申請資格

- 第9条 教育関連施設は次の各項の条件をすべて満たす施設であること。
- 1) 教育関連施設は申請時において本学会の施設会員であること。
 - 2) 5台以上の透析装置を有し、かつ透析導入例が1年間5例以上ある有床施設、あるいは40例以上の維持透析症例を管理する無床施設。
 - 3) 1名以上の専門医が常勤すること。
 - 4) 病歴の記載および整理が完備していること。
 - 5) 教育行事(症例検討会、抄読会、死因検討会など)が定期的に開催されていること。
 - 6) 教育行事については認定施設と定期的な交流があること。

第2節 教育関連施設の申請

- 第10条 教育関連施設の資格認定を申請する診療施設の長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制度委員会に提出する。
- 1) 教育関連施設認定申請書類
 - 2) 教育関連施設内容説明書
 - 3) 専門医の勤務に関する施設長の証明書
 - 4) 研修カリキュラムの計画書
 - 5) 認定施設長の教育関連施設受け入れ承諾書

第3節 教育関連施設の更新および教育関連施設更新の申請

- 第11条 教育関連施設の有効期限は認定施設と同一とする。教育関連施設の更新を申請する診療施設の長は、前条の書類および教育関連施設研修成果報告書を専門医制度委員会に提出する。
- 2 認定施設と同時に認可された教育関連施設および認定期間中に追加認定された教育関連施設は認定施設の期限終了と同時に更新の手続きを必要とする。

第4節 教育関連施設の認定および教育関連施設更新の認定

- 第12条 施設認定委員会は設備・体制・診療の面で疑義が生じ、その必要があると認めた場合、教育関連施設認定および教育関連施設更新を申請した診療施設について実地調査を行うことが出来る。
- 第13条 理事長は専門医制度委員会が教育関連施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。
- 第14条 理事長は専門医制度委員会が教育関連更新施設として審査した診療施設に対して、理事会の議を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知する。
- 第15条 認定施設の有効期間中に新たに教育関連施設を申請する場合は所定の手続きをするものとする。なお、認可された場合は認定施設の残余期とする。
- 第16条 理事長は教育関連施設および教育関連施設更新施設名簿への登録を行い、本学会教育関連施設認定証を交付する。

第5節 教育関連施設資格の喪失

- 第17条 教育関連施設は次の各項の理由により、専門医制度委員会の議を経てその資格を喪失する。
- 1) 正当な理由を付し、教育関連施設としての資格を辞退したとき。
 - 2) 細則9条に定めるいずれかの条件を満たし得なかったとき、この場合当該教育関連施設長は、直ちに専門医制度委員会に届け出なければならない。
 - 3) 受け入れ認定施設が資格を喪失したとき。
 - 4) 教育関連施設認定証の交付を受け、認定期間終了後、更新を受けなかったとき。
- 第18条 理事長は、教育関連施設として不適当と認められた理由のあったときは、専門医制度委員会および理事会の議により、教育関連施設を取り消すことが出来る。
- 2 教育関連施設の資格喪失に不服を生じた場合、その施設の長は決定通知の日付より30日以内に専門医制度委員会に異議を申し立てることが出来る。
- 第19条 専門医制度委員会は、教育関連施設資格喪失の異議申し立てに対して、30日以内に専門医制度委員会を開き審議し、その結果について理事長に答申しなければならない。
- 2 异議を申し立てた施設長は、その審査のための専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べることが出来る。
 - 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき、理事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下し、申し立てた施設長に通知する。

第6章 研修カリキュラム

- 第20条 研修カリキュラムは、医師対患者の人間関係の確立を基礎とし、透析専門医のための医療技能を修

得させることを目的としている。

第 21 条 研修カリキュラムは、本学会専門医制度委員会が定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠して教育責任者が編成しなければならない。

第 22 条 透析専門医研修カリキュラムは別に定める。

第 23 条 臨床研修の診療実績のうち、次に掲げるものを症例要約として提出すること。

- (1)維持透析症例(少なくとも血液透析 1 例および腹膜透析 1 例を含む)
- (2)慢性腎不全透析導入症例(少なくとも血液透析 1 例を含む)
- (3)急性腎不全血液浄化症例
- (4)血液透析装置の組み立て・操作症例
- (5)バスキュラーアクセス作製症例(手術助手や手術見学を含む)
- (6)バスキュラーアクセスカテーテル留置症例
- (7)透析症例剖検例または死因検討例
- (8)その他の血液浄化法(血漿交換、吸着、顆粒球除去など)
- (9)腎移植症例(移植手術の見学、移植の情報提供を含む)

第 7 章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会の認定

第 24 条 会員の血液浄化法に関する生涯教育の一環として、全国を細則第 2 条の 10 地区に分け、年 1 回各地区にて生涯教育プログラムとしての講演会を開く。

2 生涯教育プログラムは、各地方学術集会に併設することが出来る。

3 各地区における生涯教育プログラムは、専門医認定小委員会に属する地区委員を代表とする各地区委員の合議で計画される。

4 生涯教育プログラムに対しては、専門医等認定事業経費から助成金を支給する。

第 25 条 会誌上に公示した単位取得可能学術集会以外で新たに参加単位取得を希望する学術集会は、専門医制度委員会に申請することが出来る。

2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を行って、本学会関連学術集会としての適否を認定し、認定された学術集会を会誌上に公示する。

3 認定基準については下記のいずれも満たすものとする。

1)定期的に年 1 回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること。

2)印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること。

3)集会参加証が発行されていること。(本学会指定参加証発行)

4)特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること。(複数の会社が贊助会員となっているなどは可)

5)会則を備えており、会計報告などが行われていること。

6)専門医制度委員会にて前年度中に承認された学術集会であること。

7)本学会関連地方学術集会においては、県単位以上のレベルで開催されるものとし、1 県 2 集会以上は原則として認めない。

全国単位の学術集会においては、複数回開催の場合、必ずしも学術集会でなくとも、医師教育を目的とした講習会、セミナー、等、専門医制度委員会が認める集会も対象となる。

4 対象となる学術集会名は、年 1 回学会誌に公示する。

5 対象となる学術集会は、定期的に調査を行い、適切ではないと専門医制度委員会が判断し、理事会で承認された場合には、認定を取り消すものとする。

第 8 章 費用の納付

第 26 条 専門医を申請する者は、申請手数料を納付する。

2 専門医認定証の交付には、登録料を納付する。

第 27 条 指導医を申請する者は、申請手数料を納付する。

第 28 条 専門医更新を申請する者は、申請手数料を納付する。

2 更新専門医認定証の交付には、登録料を納付する。

第 29 条 指導医更新を申請する者は、申請手数料を納付する。

第 9 章 細則の疑義の処理

第 30 条 この細則の施行について疑義を生じたときは、該当事項は各当該委員会で処理し、処理困難な事項、あるいは 2 つ以上の委員会に關係する事項は、専門医制度委員会および理事会の議により決する。

附則

この細則は、平成 15 年 6 月 19 日理事会、評議員会で承認

平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 9 月 3 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 26 年 6 月 12 日から施行する。

この細則は、平成 27 年 12 月 4 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

専門医・指導医の初回認定・更新における認定基準

【業績】取得単位をもって業績評価とする。

取得単位は 1. 学会参加, 2. 学会発表, 3. 論文, 4. セルフトレーニング問題正答, 5. e-ラーニング問題正答から構成される。

専門医、指導医の初回認定および更新において必須基準をみたしかつ規定単位数の取得をもって業績の条件とする。

1. 学会参加

- ・本学会の年次学術集会参加は必須であり、回数については専門医、指導医の初回認定および更新において必須基準が異なる。
- ・その他下記【学会参加および学会発表として認められる学術集会等】に定める学会の参加が単位として認める。
- ・同一学術集会会期中において開催される複数の生涯教育プログラムを受講しても 5 単位とする。

2. 学会発表

- ・下記の単位が、出席単位に追加して取得を認める。

筆頭者…………各学会出席単位の 2 倍

共同発表…………各学会出席単位の 1/2

- ・教育講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップなど抄録のあるものとする。
- ・指導医については地方学術集会での発表は 1 回のみを認める。
- ・専門医・指導医の初回認定における発表学会は下記【学会参加および学会発表として認める学術集会等】に掲載された学会に限る。
- ・本学会の年次学術集会以外の学会、研究会における発表は、透析患者に関する発表に限る(下記、【学会発表・論文に関する注意点】参照)

3. 論文

- ・以下のものを論文業績と認め、以下の単位取得を認める。

・本学会誌に発表した原著、症例報告、総説

筆頭著者…………20 単位

本学会誌とは、日本透析医学会雑誌、Renal Replacement Therapy, Therapeutic Apheresis and Dialysis (なお、Therapeutic Apheresis and Dialysis 誌は、2021 年 12 月末までに発行されたものに限る)を指す。

- ・その他の雑誌の原著、症例報告(透析患者に関する論文に限る。下記、【学会発表・論文に関する注意点】参照。また総説・解説は認めない)

筆頭著者…………5 単位

共同著者…………1 単位

他の雑誌とは以下のいずれかの条件を満たす雑誌とする。なお、院内誌や製薬メーカー誌は認めない。)

①編集委員会にレフェリー制度があるもの。

②学会の proceeding

③大学病院で発行されたもの。

- ・資格認定・更新の申請締め切り日までに、発行あるいは受理(アクセプト)されていること。

4. セルフトレーニング問題正答

- ・専門医、指導医更新の際必須であり、5 単位取得できる。

- ・毎年、取得単位として認める。

5. e-ラーニング問題正答

- ・1 単位取得できる。ただし、「教育講演(60 分間講演)」を 1 回または「教育講演(30 分講演)」を 2 コマ連続で 1 回視聴し正答すること。
- ・e-ラーニング視聴による年間認定単位数上限は 5 単位とする。(e-ラーニングによる単位は、同年の年次学術集会期間中の教育講演で単位を取得していない者のみが取得できる。)
- ・専門医・指導医の更新において、認定期間 5 年間のうち e-ラーニングおよび生涯教育プログラムの受講により認定される取得単位数の上限は 25 単位とする

【学会発表・論文に関する注意点】

- ・本学会の年次学術集会における学会発表、本学会誌における論文はいずれも業績として認める。
- ・それ以外の学会発表、論文は、透析に関する発表に限る。以下に業績として認める学会発表・論文の要点を示すが、この点は、これまでたびたび議論されたので、提出の際、留意されたい。
 - 維持透析患者を対象としたもの。
 - 維持透析の導入に関するもの。
 - 維持透析の透析アクセスに関するもの。
 - 維持透析患者に対する腎移植に関するもの。

【専門医、指導医の初回認定・更新において必要な業績基準】

		必要取得 単位数	必須の業績基準(*1)
専門医	初回認定	30	本学会年次学術集会参加 1 回以上、学会筆頭発表 1 件以上と論文 1 編以上の両者(*2)
	更新	50	専門医認定期間 5 年間に、本学会年次学術集会参加 2 回以上およびセルフトレーニング問題を 1 回以上正答すること
指導医	初回認定	60	申請時より過去 5 年間において本学会年次学術集会参加 3 回以上(うち 1 回分は本学会認定地方学術集会参加でも可、ただし地方学術集会参加は 1/2 回と計算する) 学会筆頭発表(論文筆頭著者での代用可)2 件以上(うち本学会年次学術集会 1 件以上または本会誌論文 1 編以上)
	更新	50	指導医認定期間 5 年間に、本学会年次学術集会参加 2 回以上およびセルフトレーニング問題を 1 回以上正答すること(*3)

注* 1：必須の業績基準に含まれる業績も取得単位としてカウントする。

注* 2：専門医の初回認定については、筆頭者としての学会発表、および論文（必ずしも筆頭でなくてもよい）の両方が必要である。

注* 3：指導医更新期間のセルフトレーニング問題 1 回以上正答は、専門医更新期間中のセルフトレーニング問題を 1 回以上正答すれば兼ねることができる。

【学会参加および学会発表として認められる学術集会等】

学会参加および学会発表として認める学術集会等には下記のようなものがある。

1. 本学会およびその研修
2. 基本領域学会およびその研修
3. 本会指定学会およびその研修
4. 関連学会・研究会およびその研修

5 . 国際学会

詳細な個別の学術集会等については、学会ホームページを参照のこと

【学会参加および学会発表として認める学術集会等】

	対象学会、研究会、研修	単位		
		参加による 単位	発表による 追加単位	
			筆頭	共同
本学会 および その研修	年次学術集会	10	20	5
	年次学術集会の教育講演	5	20	5
	関連地方学術集会	5	10	2.5
	地方学術集会における本学会主催生涯教育プログラム	5	10	2.5
基本領域学会 および その研修	日本内科学会 総会	5	10	2.5
	地方会（地区レベル）	2	4	1
	日本小児科学会 総会	5	10	2.5
	地方会（地区レベル）	1	2	0.5
	日本外科学会 総会	5	10	2.5
	日本泌尿器科学会 総会	5	10	2.5
	東部・中部・連合総会	3	6	1.5
	地方会（県レベル）	1	2	0.5
	日本救急医学会 総会	5	10	2.5
	日本麻酔科学会 総会	5	10	2.5
本会指定学会 および その研修	日本医学会総会	10	20	5
	日本腎臓学会 総会	5	10	2.5
	東部会または西部学術大会	3	6	1.5
	日本人工臓器学会総会	5	10	2.5
	日本ME学会総会	3	6	1.5
	日本移植学会	3	6	1.5
	日本小児腎臓病学会	3	6	1.5
	日本小児腎不全学会	3	6	1.5
	日本透析医会/研修セミナー	3	6	1.5
	透析療法従事職員研修	10	発表による 取得単位なし	
関連学会、 研究会 および その研修	日本急性血液浄化学会	日本アフェレシス学会	3	6
	日本医工学治療学会	日本腹膜透析医学会		
	日本腎臓病薬物療法学会	日本腎臓リハビリテーション学会		
	日本フットケア・足病医学会	日本透析アクセス医学会		
	日本サイコネフロロジー学会	日本血液透析濾過医学会		
	日本透析クリアランスギャップ研究会	血液净化心不全研究会		
	日本腎栄養代謝研究会	日本腎不全外科研究会		
	日本小児PD・HD研究会	全国腎疾患管理懇話会		
	透析パスキュラーアクセスインターべンション治療医学会	日本ハイパフォーマンス・メンブレン研究会		
	日本次世代人工腎臓研究会	日本在宅血液透析研究会		
	腎不全研究会	長時間透析研究会		
	日本高齢者腎不全研究会	日本インターベンショナルネフロロジー研究会		
	日本透析機能評価研究会	腎とフリーラジカル研究会		
国際学会	日本腎・血液浄化AI学会			
	ICN	ASN	5	10
	ASAIO	ISAO		
	ISBP	INFA		

	APCM-ISPD2019	3	6	1.5
--	---------------	---	---	-----